

港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和二年港区条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三月一日、」を削り、「前三月」を「それぞれ前六月」に改め、「（基準日が十二月一日であるときは、同日前六月以内の期間とする。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「三月」を「六月」に改める。

付 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第四条の規定の適用については、同条中「前六月」とあるのは、「前三月」とする。